

〔資料〕

スペイン国務院関係法令集

東北大学大学院法学研究科 教授 奥村 公輔

- はじめに
- スペイン憲法（1978年12月29日）（抄）
- 国務院に関する1980年4月22日組織法律第3号
- 国務院組織規則

1. はじめに

本稿は、スペイン国務院（Consejo de Estado）⁽¹⁾の研究に資するため、関係法令を翻訳したものである。スペイン国務院は、スペイン・ハプスブルク王朝時代の1526年にスペイン国王カルロス1世（神聖ローマ皇帝としてはカール5世）が

⁽¹⁾ 我が国において、スペインの「Consejo de Estado」には、「枢密院」の訳が充てられることが多い。例えば、池田実「スペインの枢密院——その歴史的経緯と現行法制——」山梨大学教育学部研究報告第一分冊（人文社会科学系）48号（1997年）168-176頁、日本スペイン法研究会ほか（編）『現代スペイン法入門』（嵯峨野書院、2010年）59頁脚注42【池田実執筆部分】、野口健格「スペインにおける王制の憲法的課題と現状」中央学院大学法学論叢29巻1号（2015年）41-63頁（特に52頁及び63頁）、百地章「スペイン」畑博行＝小森田秋生『世界の憲法集〔第5版〕』（有信堂、2018年）235-262頁（特に252頁及び259頁）を参照。しかし、後で見るように、現在の「Consejo de Estado」は、国王ではなく、内閣の最高法律顧問としての役割を担っており、その役割は、フランス・イタリア・オランダ・ベルギー・ギリシャの二重機能型国務院のうち法制諮問機関の役割に近い。したがって、スペインの「Consejo de Estado」は、法制諮問機能のみを担ういわば一重機能型国務院として位置付けられるため、本稿では、二重機能型国務院の法制諮問機能の役割との比較の観点からも、「Consejo de Estado」に「国務院」の訳を充てる。なお、このような法制諮問機能のみを担う一重機能型国務院として、1995年憲法改正により従来の二重機能型国務院から最高行政裁判所機能を切り離されたルクセンブルクの国務院がある。フランス・イタリア・オランダ・ベルギー・ルクセンブルクの国務院については、奥村公輔『政府の憲法解釈の諸相』（日本評論社、2022年）57-126頁、148-166頁、178-194頁、207-240頁、247-268頁を参照。

創設した国務院⁽²⁾にその起源を有し、その後の紆余曲折を経て⁽³⁾、現在のスペイン王国の国務院に至っている。

現在のスペイン国務院は、まず、「1978年12月29日憲法」により規定され、第107条において内閣の最高諮問機関として位置づけられ、その組織及び権限は組織法律 (Ley Orgánica)⁽⁴⁾により規定されることとなっている (また、憲法第153条において自治州に関する特別の権限が定められている)。この憲法第107条に基づいて制定されたのが「国務院に関する1980年4月22日組織法律第3号 (Ley Orgánica 3/1980, de 22 de abril, del Consejo de Estado)」である。また、当該組織法律経過規定第3条に基づいて制定されたのが「国務院組織規則の承認に関する1980年7月18日王令第1674号 (Real Decreto 1674/1980, de 18 de julio, por el que se aprueba el Reglamento Orgánico del Consejo de Estado)」である。

そこで、本稿は、スペイン国務院の制度を明らかにするために、まず、「1978年12月29日憲法」における国務院に関連する諸規定を訳出し (国務院の用語には下線を引く) (2)、次に、「国務院に関する1980年4月22日組織法律第3号」を訳出し (3)、最後に、「国務院組織規則」 (国務院組織規則の承認に関する1980年7月18日王令第1674号によって承認) を訳出する (4)。

なお、法令のテキストについては、スペイン政府の管理するウェブサイト「Boletín Oficial del Estado (BOE)」内の法令検索サイト (<https://www.boe.es/buscar/legislacion.php>) を参照した (2023年12月6日最終閲覧)。

2. スペイン憲法 (1978年12月29日) (抄)

(2011年9月27日最終改正)

第4編 内閣及び行政について

第97条 [内閣の権能]

内閣⁽⁵⁾は、内政及び外交、文民行政及び軍事行政並びに国防を指揮する。内閣

⁽²⁾ スペインの国務院の起源となる「Consejo de Estado」は、国王の諮問機関であったために「枢密院」と訳すべき機関であろうが、スペインの「Consejo de Estado」は、その地位・権限・構成員等が様々に変遷している (廃止された時代もある) もの、一貫してその名称が用いられているため、その起源となる「Consejo de Estado」も「国務院」と訳すべきであろう。その名称がスペイン語で一貫しているのに、その時代の役割に応じて「枢密院」と訳したり「国務院」と訳したりするのは翻訳として筋違いである。いずれにせよ、現在のスペインの「Consejo de Estado」は国王の諮問機関ではないため、「枢密院」と訳すべきではない。

⁽³⁾ スペインは1978年憲法までの間に様々な憲法体制を経験しており、それぞれの憲法体制下での枢密院の位置づけ (又は不存在) も多様であるが、この点については、池田・前掲注1)168-173頁を参照。

⁽⁴⁾ 憲法第81条は、「組織法律とは、基本的権利及び自由の発展に関する法律、自治州条例及び一般的選挙制度を承認する法律並びに憲法で定める他の法律を指す」(第1節)、「組織法律の承認、改正又は廃止については、法律案全体に関する最終投票において、代議院議員の絶対多数の賛成を必要とする」(第2節)と定める。

⁽⁵⁾ 本稿は、政府が国家元首及び内閣により構成されることを重視し、「Gobierno」に「内閣」

は、憲法及び法律に従って、執行権及び命令制定権を有する。

第107条〔国務院〕

国務院は、内閣の最高諮問機関である。組織法律は、国務院の構成及び権限を規律する。

第8編 国の地方組織

第3章 自治州

第150条〔自治州に関する国の権限委任〕

1 国会は、国の権限に属する事項につき、すべての自治州又はいずれかの自治州に対して、国の法律の定める原則、基礎及び方針の範囲内で、自ら立法を行う権限を付与することができる。各枠組法律は、裁判所の権限を妨げることなく、自治州の立法に対し、国会が統制する方法を定めることができる。

2 国は、組織法律により、その性質上、移譲又は委任に適した国の権限を、自治州に移譲又は委任することができる。法律は、それぞれの場合において、財政手段の適切な移譲及び国に留保される統制の方式を定める。

3 〔略〕

第153条〔自治州の機関に対する統制〕

自治州の各機関に対する統制は、以下の通り統制される。

a) 法律としての効力を有する規範の諸規定の憲法適合性については、憲法裁判所により統制される。

b) 第150条第2節で定める国から委任された機能行使については、国務院の意見を聞いた後に内閣により統制される。

c) 自治行政及びその命令的規範については、行政訴訟を担当する裁判機関により統制される。

d) 財政及び予算事項については、会計検査院により統制される。

3. 国務院に関する1980年4月22日組織法律第3号

(2011年3月12日最終改正)

第1編 一般規定

第1条〔地位・諮問的機能・所在地〕

1 国務院は、内閣の最高諮問機関である。

2 国務院は、憲法及び法律に従って、その客観性及び独立性を保障する組織的並びに機能的自律性をもって、その諮問機能を行使する。

3 国務院は、マドリッド市の評議会宮殿に置かれ、伝統的に国務院に属する名誉を享受する。

第2条〔機能・内閣との関係〕

の訳を充てる。

1 国務院は、その機能の行使において、憲法及びその他の法体系の遵守を確保する。国務院は、問題の性質上必要な場合又は諮問を行う機関が明示的に要請した場合、時宜性及び有益性の側面並びに行政がその任務を遂行する上でより効率的であるかどうかを評価する。

2

① 国務院は、内閣又はその構成員による諮問により自身に付託されたあらゆる問題についてその意見を付与する。

② 国務院への諮問は、本法律又は他の法律が定めるときは義務的であり、その他の場合には任意的である。国務院の意見は、法律が別に定めている場合を除いて、拘束的なものではない。

③ 国務院総会⁽⁶⁾が意見を表明した問題は、国家行政の他の機構又は機関に報告することはできない。常設委員会が意見を表明したときは、国務院総会のみで報告をすることができる。

④ いかなる場合においても、国務院への諮問が義務的であるにもかかわらず、諮問を行った大臣が国務院の意見に同意しない問題を最終的に決定する権限は閣議に帰属する。

⑤ 国務院から報告された問題に関する規定及び決議には、それが国務院の意見に従って合意されたものであるか又は国務院の意見に反したものであるかを明示的に示さなければならない。第一の場合、「国務院と合意して」という表現を用いる。第二の場合、「国務院への意見聴取を経て」という表現を用いる。

3

① 国務院は、自身により又は内閣の指示の下で、内閣が要請する調査、報告又は年次報告書を実施し、内閣が委託する立法又は憲法改正の提案を作成する。国務院は、同様に、職務をよりよく遂行するために適切と思われる調査、報告又は年次報告書を実施することもできる。

② 立法又は憲法改正の提案の作成の際、国務院は、内閣によって決定された憲法改正の目的、基準及び限界を考慮し、同様に、国務院が適切と判断する所見を作成することができる。

第2編 構成

第1節 諸機関

第3条〔国務院の機関〕

1 国務院は、総会、常設委員会⁽⁷⁾又は調査委員会⁽⁸⁾として活動する。

2 国務院は、同様に、その組織規則に従って部⁽⁹⁾として行動することができる。

⁽⁶⁾ 本稿は、国務院の組織に関する比較法的見地から、「Pleno」に「総会」の訳を充てる。池田・前掲注1)173頁も「総会」と訳出している。

⁽⁷⁾ 本稿は、国務院の組織に関する比較法的見地から、「Comisión Permanente」に「常設委員会」の訳を充てる。池田・前掲注1)173頁も「常設委員会」と訳出している。

⁽⁸⁾ 本稿は、国務院の組織に関する比較法的見地から、「Comisión de Estudios」に「調査委員会」の訳を充てる。なお、調査委員会は、2004年12月28日組織法律第3号第1条第2節に創設されたため、1997年に発表された池田・前掲注1)においては当然言及がない。

⁽⁹⁾ 本稿は、国務院の組織に関する比較法的見地から、「secciones」に「部」の訳を充てる。

る。

第4条〔国務院総会構成員〕

1 国務院総会は、以下の構成員により構成される。

- a) 長官⁽¹⁰⁾
- b) 常任評定官⁽¹¹⁾
- c) 法上評定官⁽¹²⁾
- d) 選出評定官⁽¹³⁾
- e) 事務総長⁽¹⁴⁾

2 内閣総理大臣及びその他の内閣構成員は、国務院総会に出席し、彼らが適当と判断する場合には国務院総会で報告を行うことができる。

第5条〔常設委員会・調査委員会〕

1 常設委員会は、長官、常任評定官及び事務総長により構成される。

2

① 調査委員会は、国務院長官により主宰され、長官の提案に基づいて総会により任命される2名の常任評定官、2名の法上評定官及び2名の選出評定官並びに事務総長により構成される。その任命は、再任の可能性を妨げることなく、組織規則により決定する任期で行われる。他の評定官は、特別任務のために同じ手続により、かつ、上記組織規則に従って採用されることができる。

② 調査委員会は、少なくとも1名の上級法律顧問及び付与された任務に照らして必要と判断されるその他のすべての法律顧問により補佐される。

③ 実施される作業の性質上必要な場合、国務院組織規則が定める条件の下で、又は、それが欠如するときには、委員長の提案に基づき委員会自身が定める条件の下で、他の行政機関の公務員の選抜が調査委員会で要請されうる。

第6条〔国務院長官〕

1 国務院長官は、閣議により承認され、内閣総理大臣により連署される王令によって、国事に関する権威と経験が認められる法律家の中から自由に任命される。

2 長官の欠員、欠席、病欠が生じた場合、部の序列上部長に相当する常任評定官が代理を務める。

第7条〔常任評定官〕

常任評定官は、国務院の部の数と同数で、以下のいずれかの職にある者又は職にあった者の中から、王令により期限を定めずに任命される。

池田・前掲注1)173頁は「部会」と訳出している。

⁽¹⁰⁾ 本稿は、国務院の組織に関する比較法的見地から、「Presidente」に「〔国務院〕長官」の訳を充てる。池田・前掲注1)173頁は「枢密院議長」と訳出している。

⁽¹¹⁾ 本稿は、国務院の組織に関する比較法的見地から、「Consejeros permanentes」に「常任評定官」の訳を充てる。池田・前掲注1)173頁は「常任枢密顧問」と訳出している。

⁽¹²⁾ 本稿は、国務院の組織に関する比較法的見地から、「Consejeros natos」に「法上評定官」の訳を充てる。池田・前掲注1)173頁は「有職枢密顧問」と訳出している。

⁽¹³⁾ 本稿は、国務院の組織に関する比較法的見地から、「Consejeros electivos」に「選出評定官」の訳を充てる。池田・前掲注1)173頁は「選出枢密顧問」と訳出している。

⁽¹⁴⁾ 本稿は、国務院の組織に関する比較法的見地から、「Secretario general」に「事務総長」の訳を充てる。池田・前掲注1)174頁は「事務局長」と訳出している。

- 一 大臣
- 二 自治州の行政機関の長官又は構成員
- 三 国務評定官⁽¹⁵⁾
- 四 自治州の立法機関又は同等の機関の構成員
- 五 国務院の上級法律顧問⁽¹⁶⁾
- 六 スペイン学会の一部を構成する王立アカデミーの正会員
- 七 法学、経済学又は社会学分野の大学正教授で、15年の経験を有する者
- 八 軍隊の法務将校
- 九 大学の学位が就任に必要とされる機関又は機構に15年以上勤務した公務員

一〇 元スペイン銀行総裁

第8条〔法上評定官〕

1

① 内閣総理大臣の職にあった者は、終身で国務法上評定官の地位を取得し、いつでも国務院に入院することを希望する旨を国務院長官に表明することができる。

② 内閣総理大臣の職にあった者は、国務院総会の構成員としての地位に加え、組織規則で規定された職務及び義務を行使ことができ、この組織規則には、法上評定官の職務の解任、辞任又は職務停止の可能性に関する規定を含むものとする。

③ 内閣総理大臣の職にあった者の個人的及び経済的地位は、元内閣総理大臣としての地位を損なうことなく、常任評定官という地位とする。

2 以下の者は法上国務評定官である。

a) スペイン王立アカデミー院長並びに王立道徳・政治科学アカデミー学長及び王立法律・法学アカデミー学長

b) 経済社会評議会長官

c) 検事総長

d) 軍の参謀総長

e) 弁護士会会長

f) 内閣の1大臣である場合、法典化一般委員会委員長又は法典化一般委員会第一部長

g) 国家法務局長たる司法長官

h) 政治・憲法研究センター所長

⁽¹⁵⁾ 本稿は、国務院の組織に関する比較法的見地から、「Consejero de Estado」に「国務評定官」の訳を充てる。後の条文において見るように、「国務評定官」は、「常任評定官」、「法上評定官」及び「選出評定官」のすべてを包含する用語である。

⁽¹⁶⁾ 本稿は、「Letrado Mayor」に「上級法律顧問」の訳を充て、後の条文で登場する「Letrado」に「法律顧問」の訳を充てたが、「Letrado」の職務は、他国における〔フランス国務院の〕「調査官」又は〔ベルギー国務院の〕「聴聞官」の職務に類似している。国務院の組織に関する比較法的な見地から、「Letrado」に他のいかなる訳語を充てるべきか、今後の課題とする。なお、池田・前掲注1)173-174頁は「Letrado Mayor」を「上級法律顧問」、「Letrado」を「法律顧問」と訳出している。

i) スペイン銀行総裁

第9条〔選出評定官〕

1 10名の選出国務評定官は、以下のいずれかの職にあった者の中から、王令により4年の任期で任命される。

- a) 国会の代議院議員又は元老院議員
- b) 憲法裁判所裁判官、EU司法裁判所裁判官又は法務官
- c) オンブズマン
- d) 司法総評議会の議長又は議員
- e) 大臣又は政務長官
- f) 会計検査院長官
- g) 軍の参謀総長
- h) 自治州の行政機関の長官又は構成員
- i) 外交団の大使
- j) 市長、市議会、島嶼議会又は島嶼評議会の議長
- k) 大学の学長

2 10名の選出評定官のうち、2名は最低8年間、自治州の行政機関の長官の職に就いていなければならない。当該2名の選出評定官の任期は8年とする。

第10条〔事務総長〕

1 事務総長は、総会で承認された常設委員会の提案に基づき、上級法律顧問の中から王令によって任命される。

2 事務総長は、投票権を有しないが発言権をもって、総会、常設委員会及び調査委員会の各会合に出席する。

第11条〔評定官の罷免・特別の評定官の任命〕

1 常任評定官は、その職に就いている限り、解任されることはない。

2 法上評定官は、その任命を根拠づけた職に就いている限り、その地位を保持するものとする。

3 常任評定官及び任期中の選出評定官は、利害関係者の意見聴取及び国務院総会の好意的な報告の後、閣議の同意を得て王令で定めるところにより、辞職によって、又は、犯罪、恒常的職務不能若しくは職務不履行の理由によってのみ解任されうる。

4 内閣は、常設委員会の好意的な意見を得た後、特別な任務を遂行し、特別な関連性又は公益性のある問題に関する調査委員会に参加するための国務評定官を個別に任命することができる。

第12条〔長官及び常任評定官の兼職禁止等〕

1 国務院の長官及び常任評定官は、国家行政の上級公務員について一般的に定められている兼職禁止を遵守する。

2 長官及び常任評定官の職は、同様に、代議院議員、元老院議員又は自治州議会の議員の地位と兼職することができない。

3 本組織法律によって付与されたその他の職務の行使を妨げることなく、常設委員会の提案に基づき総会によって各年度に任命された3名の常任評定官は、

1985年7月1日組織法律第6号第38条に規定される権限争議裁判所に籍を置く。

第13条〔部・常設委員会における特別調査会・調査委員会における作業部会〕

1 国務院の部の数は少なくとも8とし、協議の数量上必要である場合、国務院常設委員会自身の提案に基づいて、規則によりこの数を増やすことができる。

2 国務院の各部は、部を主宰する1名の常任評定官、1名の上級法律顧問及び事案の重要性又は協議の回数を考慮して必要とされる他の評定官で構成される。

3 各常任評定官の担当部への配属は、任命のための王令により定める。

4 長官は、常設委員会の意見を聴いた後、諮問の性質上必要であると判断する場合、組織規則により定める場合及び方法で、特別調査会⁽¹⁷⁾を設置することができる。

5 長官は、調査委員会の意見を聴いた後、調査、報告又は年次報告書の実施を命じることができ、そのために、組織規則により定める場合及び方法で、作業部会の設置に同意することができる。

第14条〔法律顧問の職務〕

1 国務院法律顧問は、諮問のために国務院に提出された問題に関する意見草案の調査、作成及び起草を職務とするほか、その性質に応じて規則で定められるものを職務とする。

2 国務院長官は、内閣の要請により、特別な任務を遂行し、及び、その問題が調査委員会の構成に適切である場合に限り、特別な関連性又は公益性のある問題に関する調査委員会に参加する国務院法律顧問を個別に任命することができる。

第15条〔法律顧問の補充・上級法律顧問への昇格・兼職禁止〕

1 国務院法律顧問の専門集団の欠員は、法学を専攻して大学を卒業した者の中から競争試験によって補充される。上級法律顧問への昇格は、法律顧問の中から、法律顧問の専門集団における年功序列の厳密な順序により行われる。

2 国務院法律顧問は、国家文民行政の公務員について一般的に定められている兼職禁止を遵守するが、ただし、教職については、国務院の運営に支障がない限り、かつ、常に国務院長官の事前の許可を得て、兼職することができる。

第15条の2〔選考及び補充の際の考慮要素〕

国務院のすべての役職の選考及び補充は、特に功績及び能力の原則に留意して行われるものとする。

第2節 運 営

第16条〔総会及び常設委員会の定足数・忌避・評決数・個別意見〕

1 国務院総会及び常設委員会の審議決定並びに議決には、長官又は長官代理、構成員である評定官の少なくとも半数、及び事務総長又はその代理の出席が必要である。

2 長官及び国務評定官は、自らが関与した事案、又は、自ら若しくは二親等以内の血族又は姻族が経営、助言若しくは管理に関与した企業に関する事案については、それを忌避する義務を負う。

⁽¹⁷⁾ 本稿は、「ponencias especiales」が常設委員会の中に設置される「小委員会」的性格を有することから、「ponencias especiales」に「特別調査会」の訳を充てる。

3 議決は、出席者の絶対過半数の投票によって採択されるものとする。可否同数の場合、〔総会又は常設委員会の〕議長が優先される。

4 多数派の意見又は議決に同意しない構成員は、規則で定める期間内に、書面をもって個別意見を作成することができる。

第17条〔総会での報告書の提出等〕

1 総会で扱われるべき案件に関する報告書の提出は、それぞれの所管に従って、常設委員会又は調査委員会により行われる。

2 常設委員会で承認されるべき案件の発送の準備は、〔その案件を所管する〕部により行われる。

3 案件が生じた省庁又は案件の性質を考慮して、部の間での案件の配分は、常設委員会の提案に基づいて國務院長官の議決によって定める。

4 調査委員会は、その業務において、その組織及び運営に関して、國務院の組織規則の諸規定に従って行動する。

第18条〔利害関係者の意見聴取等〕

1 諮問に付された事案に直接関係する者は、國務院で意見聴取を受けることができる。意見聴聞は、長官の要請により又は長官自身のイニシアティブにより、長官により実施される。意見聴取は、自治州が諮問に直接関係し、その旨を表明した場合、認められる。

2 諮問を行う機関を通じて又は直接に、諮問に付された事案に関連する問題において技術的能力を有すると認められる機関又は人物は、書面又は口頭により國務院に報告することが懇請されうる。

3 國務院は、いかなる場合においても、長官を通じて及び総会、常設委員会又は所管する各部の提案に基づいて、諮問を行う機関に対して、國務院の意見を求めるために付託された事案に関連する問題において能力を有すると認められる機関又は人物の意見を含めて必要とみなされる情報、報告及び証拠により文書を完成させることを要請することができる。

第19条〔緊急時の意見付与期限〕

1 意見の緊急性が付託命令に記載されている場合、内閣又は内閣総理大臣がこれより短い期間を定めない限り、意見の提出期限は15日以内とする。

2 設定された期限が10日未満の場合、総会の権限に属する諮問であっても、内閣が後日に総会の意見を求めることを妨げられることなく、その諮問は常設委員会により処理される。

第3編 権 限

第20条〔提案権限・年次報告書作成〕

1 國務院は、総会又は常設委員会において、その職務の実践及び経験から示唆されるいかなる問題についても、國務院が適切と判断する提案を内閣に提出することができる。

2 國務院総会は、毎年内閣に年次報告書を提出し、この報告書には、前期間における國務院の活動を説明する際に、諮問された事項から生じる公役務の機能

に関する見解及び行政の最高の運営のために採用すべき一般規定及び措置に関する提案を含めるものとする。

第21条〔総会への諮問事項〕

国務院総会は、以下の事項につき諮問される。

- 一 国務院自体によって提案が作成されていない場合、憲法改正草案
- 二 国際的な条約、合意若しくは協定及びEU法を実施し、遵守し又は発展させるための法律草案
- 三 立法的命令案
- 四 スペインが締約国である国際的な条約、合意若しくは協定の解釈又は実施において生じる疑義及び齟齬
- 五 国際機関若しくは超国家機関から発せられた現行法律及び決議の解釈又は実施に起因する法的問題
- 六 外交的保護の行使に起因する請求及び国際法的紛争の性質を有する国家間の問題
- 七 その形式及びその目的が何であれ、国務院の組織、権限又は運営に影響を与える法律草案又は行政規定案
- 八 公有財産の権利に関する裁判上及び裁判外の取引並びにそれに起因する紛争の提起又は仲裁
- 九 常任評定官の退職
- 一〇 内閣が特別の重要性又は影響を認める国家的事項
- 一一 法律の明示的な規定に基づいて、国務院総会が諮問されなければならないあらゆる事項

第22条〔常設委員会への諮問事項〕

国務院常設委員会は、以下の事項につき諮問される。

- 一 国家の同意に先立ち、国会による承認が必要であるすべての国際的な条約又は合意
- 二 国際的な条約、合意若しくは協定及びEU法を実施し、遵守し又は発展させるための命令規定
- 三 法律の施行に伴い発効する一般的性質を有する命令又は規定及びそれらにもたらされる修正
- 四 自治州への国家権力の移譲又は委任に関する組織法律草案
- 五 国から自治州に委任された機能行使の統制
- 六 自治州の機関が採択した規定及び決議に対しての、憲法裁判所に提訴する前における異議申立て
- 七 異なる省庁間の権限争議
- 八 行政上の審査請求又は法律の明示的な規定に基づいて閣議、関係閣僚会議又は内閣総理大臣によって審理されなければならない理由による審査請求
- 九 行政上の再審査請求
- 一〇 法律で定められた場合において、行政規定及び行政の行為の職権による審査

一一 契約者が異議を申し立てた場合、並びに、いかなる場合においても国の契約法に規定されている場合、行政契約の無効、解釈及び解除

一二 行政特許の目的にかかわらず行政特許権者が異議を申し立てた場合、及び、いかなる場合においても適用規範が定めを置く場合、行政特許の無効、解釈、変更及び終了

一三 法律で定められた場合において、国家一般行政により負わされた損害に対する賠償請求

一四 臨時充当金又は追加充当金の交付

一五 法律で定められている場合において、名誉及び特権の付与並びに回復

一六 国務院の組織、権限及び運営に関する事項

一七 独占及び独占的公益事業の特許

一八 法律の明示的な規定に基づいて、国務院常設委員会が諮問されなければならないあらゆる事項

一九 法律の規定に基づいて国務院が諮問されなければならない、かつ、国務院総会が諮問されなければならないと明示されていないあらゆる事項

第 23 条〔調査委員会の職務〕

1 調査委員会は、内閣により委託された調査、報告又は年次報告書の実施を命じ、指示し及び監督するものとし、それらの実施が完了した後は、受領した任務に対する適切性及び適合性についてその意見を付与する。

2 調査委員会は、内閣が国務院に委託する立法案又は憲法改正案を作成し及びこれを総会に提出し、総会は単純多数決によりこれを決定する。反対意見のある構成員は、規則で定められた期間内に個別意見を述べることができ、その個別意見は、採択されたテキストとともに内閣に送付される。

第 24 条〔自治州による国務院への諮問〕

① 自治州は、その長を通じて、国務院の特別の権限又は経験を理由として自治州自身が適切と判断する事項について、総会又は常設委員会における国務院の意見を要請することができる。

② 独自の立法機関を有しない自治州について、国家について本組織法律により定められる場合と同じ場合においては、自治州が〔立法機関の権限と〕一致する権限を付与されたときは、国務院の意見は義務的である。

第 25 条〔内閣による任意的諮問等〕

1 国務院は、総会又は常設委員会のいずれかにおいて、その諮問は強制されないが、内閣総理大臣又は大臣が適切と考えるあらゆる事案について、諮問を受けることができる。

2 国務院総会は、常設委員会の権限に属する事項ではあるが、内閣総理大臣が要請し又は国務院長官が決定した事項については、その意見を付与する。

第 26 条〔国務院代表としての長官及びその責務〕

1 国務院長官は、総会、常設委員会及び調査委員会の議題を設定し、それらの会議を主宰し、国務院のすべての部局を統括し、それらの部局を代表する。

2 国務院長官は、常設委員会の同意を得て、公共部門に適用される規定に従

い、国務院の特性を考慮して国務院の予算編成を行う責任を負う。

3 国務院長官は、国務院が責任を負う役務の費用を承認し、その責務及び算定を許可し、対応する支払いを命じるよう財務大臣に要請する責任を負う。

第27条〔国務院の予算〕

国務院はその予算を作成し、国務院の予算は国家一般予算の中の一部門として計上される。

経過規定

第1条〔経過規定〕

本法律の発効により、1944年11月25日組織法律又はその他の法律若しくは命令の規律で、本組織法律に反するすべてのものは廃止される。

第2条〔経過規定〕

1944年11月25日組織法律のその他の規定は、本法律と抵触しない限り、組織規則に含まれるものとする。

第3条〔国務院組織規則の制定〕

内閣は、国務院の提案により、本法律の一般規定から導かれる原則に基づき、その組織及び運営に関して、本法律の執行及び発展のための組織規則を承認する。

第4条〔国務院組織規則制定後の1944年11月25日組織法律全体の廃止〕

前条の組織規則の発効により、国務院に関する1944年11月25日組織法律はその全文について廃止される。

4. 国務院組織規則

(国務院組織規則の承認に関する1980年7月18日王令第1674号によって承認)

(2005年4月26日最終改正)

第1編 一般規定

第1条 (特徴、自律性、優位性、所在地、待遇)

1 国務院は内閣の最高諮問機関である。

2 国務院は、憲法及び法律に従って、その客観性及び独立性を保障する組織的並びに機能的自律性をもって、その諮問機能を行使する。その組織、運営及び内部体制は、組織法及び本規則の規定により規律される。

第2条 (機能)

1 国務院は、内閣若しくはその構成員又はその長を通じて自治州による諮問により自身に付託されたあらゆる問題についてその意見を付与する。

2 国務院は、内閣が要請し、又は、国務院自身がその職務をよりよく遂行するために適当と考える調査、報告若しくは年次報告書を自ら実施し、又は、その実施を指示する。

3 国務院は、内閣が委託する立法又は憲法改正の提案を作成する。立法又は憲法改正の提案の作成の際、国務院は、内閣によって決定された憲法改正の目的、基準及び限界を考慮し、同様に、国務院が適切と判断する所見を作成することができる。

第3条（憲法適合性、法適合性、時宜性）

1 国務院は、その機能の行使において、憲法及びその他の法体系の遵守を確保する。

2 国務院は、諮問のために提出された一般規定草案、条約、行政の行為の法適合性、場合によっては、憲法適合性を判断し、諮問を行う機関から明示的に要請された場合又は問題の性質若しくは行政の目的遂行におけるより大きな効率性が必要となる場合、時宜性及び有益性の側面を評価する。

第4条（諮問）

1 国務院への諮問は、本法律又は他の法律が定めるときは義務的である。国務院への諮問は、その他のあらゆる場合には任意的である。

2 国務院の意見は、法律が別に定めている場合を除いて、拘束的なものではない。

第5条（報告の最終的性質）

国務院総会が意見を表明した問題は、国家行政の他の機構又は機関に報告することはできない。常設委員会が意見を表明したときは、国務院総会のみで報告することができる。

第6条（最終決定権限）

いかなる場合においても、国務院への諮問が義務的であるにもかかわらず、諮問を行った大臣が国務院の意見に同意しない問題を最終的に決定する権限は閣議に帰属する。

第7条（採択された決議又は規定、通知及び公表）

1 国務院から報告された問題に関する規定及び決議には、それが国務院の意見に従って合意されたものであるか又は国務院の意見に反したものであるかを明示的に示さなければならない。

2 第一の場合、「国務院と合意して」という表現を用いる。第二の場合、「国務院への意見聴取を経て」という表現を用いる。

3 最後の場合、決議がすべて反対意見に従ったものであるときは、「国務院への意見聴取を経て、評定官（又は評定官たち）の反対意見に従い……」という表現を用いる。

4 諮問を行った機関は、諮問の対象となった決議若しくは一般規定の採択又は公表から15日以内に事務総長に通知しなければならない。この目的のため、事務総長は本組織規則第59条第7号に記載された登録簿を保管する。

5 案件の処理において、国務院への意見聴取が不当に省略された場合、国務院長官は、その旨につき当該諮問を行うべき機関に通知する。

6 事務総長は、「国務院への意見聴取を経て」採択された決議又は規定を、草案を調査した部の上級法律顧問に伝達し、意見と最終的な決議又は規定と間の見

解の相違を明記した報告書を作成させる。上級法律顧問は、その報告書を常設委員会に報告し、常設委員会はそれに従って行動する。上級法律顧問の報告書は、関連する意見の謄本に含めるために公文書室に送付され、その謄本は年次報告書特別調査会及び法律学説特別調査会に送付される。

7 国務院の提案に基づいて作成された立法若しくは憲法改正の発案の前文又は説明文は、この事実に言及しなければならない。

第8条（国務院の構成員及び公務員の共通規定）

1

① 長官、評定官、事務総長、上級法律顧問、法律顧問及びその他の国務院の職員は、案件が解決されるまで、採択された提案及び決議について、また、審議決定の内容並びに長官、評定官、法律顧問の意見及び投票について、常に秘密を保持する義務を負う。

② 前項の規定は、本規則第132条で定める要件の下での法律学説の公表を妨げない。

2 国務院のすべての役職の選考及び補充は、特に功績及び能力の原則に留意して行われるものとする。

第2編 構成

第1章 諸機関

第1節 国務院の構成について

第9条（諸機関）

1 国務院は、総会、常設委員会又は調査委員会として活動する。

2 国務院は、同様に、部として行動することができる。

第10条（総会について）

1 国務院総会は、以下の構成員により構成される。

a) 長官

b) 常任評定官

c) 法上評定官

d) 選出評定官

e) 事務総長

2 内閣総理大臣及びその他の内閣構成員は、国務院総会に出席し、彼らが適当と判断する場合には国務院総会で報告を行うことができる。

第11条（常設委員会について）

常設委員会は、長官、常任評定官及び事務総長により構成される。

第12条（部及び特別調査会について）

1 国務院の各部は、部を主宰する1名の常任評定官、1名の上級法律顧問及び事案の重要性又は協議の回数を考慮して必要とされる他の評定官で構成される。

2 国務院の部の数は少なくとも8とし、協議の数量上必要である場合、国務院常設委員会自身の提案に基づいて、王令によりこの数を増やすことができる。

3 部の順序は、部の設置の際に割り当てられた番号の順序に対応する。

4 長官は、常設委員会の意見を聴いた後、本組織規則第120条及びその他の規定に従って、特別調査会を設置することができる。

第13条（調査委員会及び作業部会）

1 調査委員会は、國務院長官により主宰され、長官の提案に基づいて総会により任命される2名の常任評定官、2名の法上評定官及び2名の選出評定官並びに事務総長により構成される。長官の提案に基づいて総会により任命され、特定の任務を遂行するために、1名以上の他の評定官を調査委員会に加えることができる。

2 調査委員会は、少なくとも1名の上級法律顧問及び付与された任務に照らして必要と判断されるその他のすべての法律顧問により補佐される。

3 調査委員会は、その任務を遂行するため、長官の提案に基づいて、作業部会を設置する。各作業部会は、國務院長官自身又は國務院長官が調査委員会の意見を聞いて任命した調査委員会の評定官により主宰される。

第2節 長官について

第14条（任命、代理及び待遇）

1 國務院長官は、閣議により承認され、内閣総理大臣により連署される王令によって、国事に関する権威と経験が認められる法律家の中から自由に任命される。

2 長官の欠員、欠席、病欠が生じた場合、部の序列上部長に相当する常任評定官が代理を務める。

3 長官の待遇は卓越したものであり、内閣の大臣と同等の荣誉及び報酬が与えられる。

第15条（就任）

長官は、総会がこの目的のために開く会合で就任する。この会合において、事務総長は任命の王令について説明し、その後、長官は以下の表現に従って宣誓又は誓約を行う。「私は國務院長官としての職務、すなわち、自身に付託された事案において諮問を受ける際に国王に忠誠を尽くすこと及びスペイン憲法を守護し擁護することを誠実にかつ忠実に遂行することを宣誓します(又は誓約します)」。

第16条（兼職禁止及び忌避）

1 長官職は、教育職に就くことを除き現役の行政機関における職、弁護士職、その範囲がどのようなものであれ、公共独占、公共事業若しくは公共役務の許認可企業、請負業者、賃借業者又は管理業者におけるあらゆる性質の職、及び、一般的に大臣職と両立することができないとされているその他の職と両立することはできない。

2 長官職は、同様に、代議院議員、元老院議員又は自治州議会議員の職と両立することができない。

3 長官は、自らが関与した事案、又は、自ら若しくは二親等以内の血族又は姻族が経営、助言若しくは管理に関与した企業に関する事案については、それを忌避する義務を負う。

第17条（職務）

1 国務院長官は、総会、常設委員会及び調査委員会の議題を設定し、それらの会議を主宰し、国務院のすべての部局を統轄し、それらの部局を代表する。

2 国務院の枠組みにおいては、国務院長官は、本規則に含まれる特別の規定とともに、それぞれの省庁における大臣の諸権限を行使する。内閣構成員としての地位に内在する権限は、〔国務院長官ではなく〕内閣総理大臣により行使され、内閣総理大臣はその権限から生じる問題を閣議に送付する。

第18条（会議の主宰における権限）

会議の主宰者として、国務院長官は以下の責任を負う。

- 一 会議を開会し、閉会すること
- 二 審議決定を指示し、中断すること、及び、発言を要求する者に発言を許可し又は却下すること
- 三 議題にない案件の付託を許可すること、及び、より慎重な検討を要する案件を取り下げること
- 四 可否同数をその投票により解決すること
- 五 国務院により議決された諮問事項に署名により許可すること、及び、その議決を執行すること
- 六 会議を公開で行うか否かを決定するが、いかなる場合においても、諮問に付された案件の審議決定は公開で行われる。

第19条（国務院の指揮における権限）

国務院の指揮において、国務院長官は以下の責任を負う。

- 一 国務院を代表し、機関活動の際に長として出席すること
- 二 通常会議及び臨時会議を招集し、会合の日時を決定し、それぞれの議題を発表し、本総会の会議の場合にはその招集を内閣に通知すること
- 三 内閣若しくは内閣構成員、国会又は自治州の長宛の公式文書に署名により許可すること
- 四 調査委員会の意見を聴いた後、調査、報告又は年次報告書の実施を命じること、その決定を内閣に伝達すること、適切な作業部会の設置を調査委員会に提案すること、及び、本規則第13条第3節に従ってその主宰者を決定し、必要に応じて主宰者となり、また、本規則第120条及びそれ以下の条項の下、常設委員会の意見を聴取した後、特別調査会を設置すること
- 五 評定官及び事務総長の就任に際し、宣誓又は誓約を受けること
- 六 常設委員会又は調査委員会から生じた、手続上総会の意見表明を必要とする事項を総会の決定に付すこと
- 七 組織法律第18条第1節に従い、対応する部、常設委員会、調査委員会又は総会の提案に基づいて、自治州及び直接利害関係のある者の意見聴取を許可し又は拒否すること
- 八 対応する部、常設委員会、調査委員会又は総会の要請に応じて、直接に又は諮問を行う機関を通じて、組織法律第18条第2節に言及される口頭又は書面による報告を収集すること
- 九 各部、常設委員会、調査委員会又は総会の提案に基づいて、諮問を行う機

関に、組織法律第 18 条第 3 節に言及される情報、報告及び証拠を要請すること

一〇 必要に応じて、事務総長に代わる上級法律顧問を臨時に任命すること

一一 内閣の要請に応じて、特別な任務の遂行及び特別な関連性又は公益性のある事項に関する調査委員会への参加のために、国務院法律顧問を個別に任命すること

一二 常設委員会の提案に基づいて、案件が生じた省庁を考慮して又はその案件の性質により、部間の案件の配分を決定すること

一三 評定官の欠員について内閣に報告すること

一四 常設委員会の同意を得て、公共部門に適用される規定に従い、国務院の特性を考慮して国務院の予算編成を行うこと、並びに、国務院が責任を負う役務の費用を承認し、その責務及び算定を許可すること、及び、対応する支払いを命じるよう経済財務大臣に要請すること

一五 常設委員会の意見を聴いた後、予算の範囲内で、かつ、経済財務省の権限の留保の下で、国務院の構成員及びその職員が受け取るべき手当、賞与並びに生産性賞与を決定すること

一六 国務院の内部を管理し、規律すること

一七 常設委員会の同意を得て、規則規定の適用に際して生じる疑義を解決すること

第 20 条 (人事責任者としての権限)

国務院の人事、機関及び内部部局の責任者として、国務院長官は以下の責任を負う。

一 常設委員会の意見を聴いた後、国務院の職員を部及び事務所に配置すること

二 常任評定官及び国務院の公務員に休暇を与えること

三 常設委員会の同意を得て、国務院法律顧問の専門集団への入団のための競争試験を実施すること

四 国務院に帰属する一般行政の専門集団の職員の欠員補充を内閣総理大臣に働きかけること

五 一般公務員法に従い、職員の規律を確保すること及び懲戒権を行使すること

六 常設委員会の意見を聴いた後、国務院法律顧問の専門集団の公務員名簿を承認すること

七 国務院の機関並びにその本部及び内部部局に対して最上級監査を行うこと

八 国務院の公務員による不服申立てに対し、最終的な行政的決定を下すこと

第 3 節 評定官について

第 1 款 一般規定

第 21 条 (区分)

評定官は以下の 3 つの区分のいずれかに属する。

a) 常任評定官、b) 法上評定官、c) 選出評定官

第 22 条 (委員会)

1 内閣は、常設委員会の好意的な意見を得た後、特別な任務を遂行し、特別な関連性又は公益性のある問題に関する調査委員会に参加するための国務評定官を個別に任命することができる。

2 本条の定める場合、国務院はいかなる場合にもその行為につき責任を問われない。

第23条（待遇）

評定官の待遇は卓越したものであり、罷免以外の理由でその職を退いた場合でも、評定官はその待遇を保持する。

第24条（忌避）

1 すべての評定官は、本組織規則第16条第3節に定める長官の場合と同じ状況において、忌避する義務を負うものとする。

2 忌避の義務を負う評定官は、当該案件の討議に先立ち長官への書面により、又は、当該案件が各会合において報告された場合には口頭により、その旨を表明する。

第2款 常任評定官について

第25条（任命）

1 常任評定官は、国務院の部の数と同数で、組織法律第7条で示されたカテゴリーのいずれかの職にある者又は職にあった者の中から、王令により期限を定めずに任命される。

2 常任評定官8名のうち少なくとも2名は、国務院法律顧問の専門集団の出身者でなければならない。

第26条（配属及び変更）

1 各常任評定官の所属部への配属及びその変更は、王令によって決定される。

2 長官の提案に基づいて総会で任命された2名の常任評定官が、調査委員会の一部を構成する。その任命期間は2年とし、再任の可能性を妨げない。

第27条（〔部長職の〕代替）

部の部長たる常任評定官に事故があるときは、部の順序上次の部長がこれに代わる。この場合、前者の部の部長が、後者の部を主宰する常任評定官に代わる。

第28条（兼職禁止）

1 常任評定官の職は、教育職に就くことを除き現役の行政機関における職、弁護士職の職、及び、その範囲がどのようなものであれ、公共独占、公共事業若しくは公共役務の許認可企業、請負業者、賃借業者又は管理業者におけるあらゆる性質の職と両立することはできない。

2 常任評定官の職は、同様に、代議院議員、元老院議員又は自治州議会議員の職と両立することができない。

3 両立可能性に疑義がある場合は、常設委員会が決定する。

第29条（就任）

1 常任評定官が内閣によって任命され、その任命が「官報」に掲載された後、常設委員会が会合し、その法的要件及び兼職禁止について意見を述べる。

2 国務院長官は、当該問題を内閣に知らせる前に、総会に意見を求めて付託

することができる。

3 宣誓又は誓約及び就任には、本組織規則第 15 条及び第 19 条第 5 号の規定が適用される。

第 30 条（報酬）

常任評定官は、国家予算法律に規定されている通り、そのカテゴリーに見合った報酬を受け取る。

第 31 条（解任）

1 常任評定官は、その職を解任することができない。

2 常任評定官は、以下の場合においてのみ解任することができる。

一 辞任による場合

二 欠格事由が生じた場合で、欠格事由のある役職を 8 日以内に辞任しない場合

三 次条による罷免の場合

3 罷免の場合を除き、現役を退いた常任評定官は、引き続き国務評定官の資格を保持することができ、その地位の待遇及び榮譽を享受する。

第 32 条（罷免）

1 常任評定官は、犯罪、恒常的職務不能又は職務不履行を理由として、利害関係者の意見聴取及び国務院総会の好意的な報告を経て、閣議の承認を得た王令によって決定された場合にのみ罷免される。

2 利害関係者が常設委員会の意見に基づく自己に生じた欠格事由を認めない場合においても、当該要件が適用される。

3 罷免を許可する王令に対しては、行政訴訟を提起することができる。

4 いかなる場合においても、解任又は罷免された常任評定官は、それぞれ対応する消極的権利を有する。

第 33 条（総会、常設委員会及び部における職務）

1

① 常任評定官は、正式に招集された場合はいつでも、発言権及び投票権をもって総会並びに常設委員会の会合に出席する義務を負い、また、出席が不可能な場合は出席を回避しなければならない。

② 常任評定官は、会合において、意見について討議し、反対し又は擁護することができるが、また、意見を修正し、可決し又は否決し、撤回し、保留し若しくはその射程を拡大することを提案することができる。常任評定官は、多数派の意見に同意できない場合、適切な時期及び形式において、本規則第 107 条に従い、個別のかつ理由付きの投票を提出することができる。

2 常任評定官は、所属する部を主宰し、その部に配属された職員の長となり、以下の項目について権限を有する。

一 部の会合を主宰すること、審議決定を指示すること、及び、関連する議事録を承認すること

二 所属する部の法律顧問から報告された意見草案について決定すること、及び、意見草案を却下する場合は、上級法律顧問に意見草案の起草を委ね又は自ら

意見草案を起草すること

三 例外的に、何らかの理由で適切と判断される場合、部の上級法律顧問又は他の法律顧問に事案の処理及び発表を委任すること

四 部の所属職員に警告すること

第34条（調査委員会及び作業部会における職務）

1 調査委員会の一部を構成する常任評定官は、正式に招集された場合はいつでも、発言権及び投票権をもって調査委員会の会合に出席する義務を負い、また、出席が不可能な場合は出席を回避しなければならない。

2 調査委員会の一部を構成する常任評定官は、会合において、付託された調査、報告又は年次報告書及び立法案又は憲法改正案を審議決定する。当該常任評定官は、これらの受諾、修正、延長若しくは却下及び委託を提案することができる。当該常任評定官は、立法案又は憲法改正案について多数派の意見に同意できない場合、20日以内に、かつ、本規則第107条に従い、個別のかつ理由付きの投票を提出することができる。

3 前記第2節の規定は、総会において調査委員会が報告者である案件の場合、すべての常任評定官に適用する。

4 作業部会を主宰する常任評定官は、作業部会に委託された、調査、報告及び年次報告書の起草又は規範的テキストの作成を指示し、推進し及び指導する責任を負い、作業部会の構成員に業務を配分することができる。

5 本規則第13条第1節の規定に従い、1つ又は複数の特定の職務を遂行するために任命された常任評定官は、任命合意においてその者に帰属する特定の職務を行使し、前述の諸準則が適宜適用される。

第3款 法上評定官及び選出評定官について

第35条（法上評定官）

1 法上評定官は、組織法律第8条に列挙された者とする。法上評定官は、法上評定官の地位を決定した役職に就いている限り、法上評定官の地位を保持する。

2 内閣総理大臣の職にあった者は、終身で法上国務評定官の地位を取得する。内閣総理大臣の職にあった者は、国務院に入院する意思を国務院長官に表明した後、就任する。内閣総理大臣の職にあった者は、国務院総会の一部を構成し、また、長官の提案に基づいて国務院総会によって調査委員会又は特別調査会の一部として任命されることができる。内閣総理大臣の職にあった者は、同様に、国務院長官の特別な要請があれば、その経験及び地位に応じたその他の助言、管理又は代表の職務を行使することができる。

3 終身法上評定官の個人的及び経済的地位は、元内閣総理大臣としての地位を損なうことなく、常任評定官の地位とする。終身法上評定官は、評定官としての地位を失い、国務院長官に対して正式に辞職を表明したときに限り、解任される。

4 元内閣総理大臣は、国務院長官に明示的に宣言することにより、法上評定官としての職務の行使を停止することができる。このような宣言の後2年を経過したときは、元内閣総理大臣は、その停止を解除する旨の意思を国務院長官に表

明した後、その職務を再開することができる。裁判的決定によりその職務の執行が妨げられた場合、その期間、職務の執行が停止される。

5 国務院長官の定める欠格事由が生じた場合、欠格事由である役職を8日以内に辞職しなければ、法上評定官としての職務の行使は停止される。欠格事由の理由が解消された後は、国務院長官にその意思を表明した上で、再び国務院に入院することができる。

第36条 (選出評定官)

1 10名の選出国務評定官は、組織法律第9条に列挙されたいずれかの役職にあった者の中から、王令により4年の任期で任命される。

2 選出評定官は、再任資格を有する。

3 解任は、任期中、辞任によって、又は、犯罪、恒常的職務不能若しくは職務不履行を理由として、利害関係者の意見を聴取し、国務院総会から好意的な意見を受けた後、閣議の同意を得て王令で決定された場合にのみ可能である。

第37条 (就任)

法上評定官及び選出評定官が任命され、その要件適合性が宣言された後、法上評定官及び選出評定官は、本組織規則第15条及び第19条第5号の規定に従い、宣誓又は誓約し、就任する。

第38条 (職務)

1 法上評定官及び選出評定官は、総会において、本組織規則第33条で常任評定官に付与されている職務と同じ職務を有する。

2 長官の提案に基づいて総会で任命された2名の法上評定官が、調査委員会の一部を構成する。その任命期間は2年とし、再任の可能性を妨げない。当該法上評定官のいずれかが調査委員会の構成員ではなくなった場合、総会は、長官の提案に基づき、調査委員会の一部を構成することとなる者を任命するものとし、2年の任期はこの任命をもって開始される。

3 長官の提案に基づいて総会で任命された2名の選出評定官が、調査委員会の一部を構成する。任命の任期は、再任の可能性を妨げることなく2年とするか、又は、選出評定官として任命された期間が満了するまでの〔2年〕より短い期間とする。

4 調査委員会の一部を構成する法上評定官及び選出評定官は、本規則第34条で常任評定官に付与されている職務と同じ職務を有する。

第39条 (手当)

法上評定官及び選出評定官には、国務院の年間予算に定められた出席手当を支給する。

第4節 国務院法律顧問

第1款 共通規定

第40条 ([国務院法律顧問の] 組織職員)

国務院法律顧問の専門集団の組織職員は、事務総長1名、国務院の部の数と同数の上級法律顧問、及び、対応する予算法律で定められた配分の範囲内で、職務の必要性に応じて必要とされる人数の法律顧問で構成される。

第 41 条 (職位名簿)

1 事務総長は、毎年、法律顧問の専門集のすべての構成員の詳細な名簿を作成する。

2 名簿は、国務院常設委員会の意見を聴いた後、長官により承認される。

3 利害関係者は 15 日以内に異議を申し立てることができる。異議申立ては常設委員会により解決される。その解決に対しては行政訴訟を提起することができる。

第 42 条 (秘密性)

上級法律顧問及び法律顧問は、その職務につき公開されないが、事案の内容について意見表明することなく、利害関係者の所見又は主張について聴取することができる。

第 43 条 (休暇)

上級法律顧問及び法律顧問に対しては、10 日を超えない期限で、部長たる評定官が休暇を与えることができる。より長期の休暇及び事務総長の休暇については、長官がこれを認める。

第 44 条 (兼職禁止)

国務院法律顧問は、国家文民行政の公務員について一般的に定められている兼職禁止を遵守するが、ただし、教職については、国務院の運営に支障がない限り、かつ、常に国務院長官の事前の許可を得て、兼職することができる。

第 45 条 ([国務院法律顧問の専門集団への] 入団)

国務院法律顧問の専門集団への入団は、本組織規則の規定に従い、競争試験の方法のみによって行われる。

第 46 条 (通知)

1 事務総長は、常設委員会に欠員を報告し、6 か月以上 1 年以内の期限での申請書提出期限及び試験開始日を明記した競争試験の通知を長官に提案する許可を常設委員会に求める。

2 通知には、1 つ又は複数の欠員に加えて、さらに 2 つの欠員枠を設けることができ、この 2 つの欠員枠 [の候補者] は、すべての試験に合格した場合、その序列に従って、最初に発生した欠員を補充する権利を有する。

第 47 条 (要件)

この競争試験に参加できるのは、法学系の大学を卒業し、法的にも身体的にも問題のないスペイン人である。

第 48 条 (項目試験)

1 競争試験は 5 つの項目試験で構成される。

2 第一項目試験は、最大 500 問から構成され、かつ、以下の [12] 科目を含むプログラムから無作為に抽出された、12 科目のうち各科目から 1 問ずつを、最長 1 時間半以内に口頭で回答するものである。

一 憲法

二 行政法：総論

三 行政法：組織及び役務

- 四 財政法
- 五 労働法及び社会保障法
- 六 EU法
- 七 民法：総論、人、家族及び相続
- 八 民法：財産、公正証書及び不動産
- 九 商法
- 一〇 国際公法及び国際私法
- 一一 刑法
- 一二 訴訟法

3 第二項目試験は、6時間を超えない時間内に、テキストを参照することなく、100字以内の、かつ、以下の6科目の1つに関連するプログラムに記載された問題から無作為に抽出された1問を、文章により作成するものである。

- 一 法の歴史
- 二 比較法制度
- 三 15世紀以降のスペイン政治史
- 四 近代以降の国際関係史
- 五 法及び国家の哲学
- 六 経済思想及び制度史

4 第三項目試験は、試験開始時に公表される第一項目試験の問題リストから選考委員会が抽選で選んだ50の問題の中から、少なくとも30分、最長1時間以内に口頭により講義するものである。

5 第四項目試験は、国務院に付託された書類を最長12時間以内に審査するものであり、その間、候補者は、非公開で拘束され、選考委員会が用意した立法文書を読覧することができる。選考委員会による審査の後、意見書案が公開で読み上げられ、各候補者は選考委員会の構成員から自身に向けられた所見に返答することを求められる。

6 第五項目試験は、選考委員会が選んだ法律文献の印刷物を読み、スペイン語に翻訳するものである。候補者は英語、フランス語及びドイツ語の中から2つの言語を選択しなければならない。選択した言語以外に、候補者は他の言語による試験を希望することもできる。

7 すべての項目試験は消去方式で行われる。

第49条（質問項目）

最初の2つの項目試験〔すなわち第一項目試験及び第二項目試験〕のための質問項目は、特別調査会によって起草され、常設委員会によって承認される。

第50条（選考委員会）

競争試験の実施について、国務院長官又はその委任を受けた常任評定官によって主宰され、2名の国務評定官、1名の法律分野の大学教授、事務総長、1名の上級法律顧問及び選考委員会の事務長を務める法律顧問で構成される選考委員会が設置され、すべての構成員が常設委員会によって任命される。

第51条（選考委員会の運営）

1 選考委員会が活動するためには、選考委員会のすべての構成員の出席を必要とする。そのうちの1名が口頭による項目試験の1回に出席しなかった場合、その者は引き続き選考委員会に出席することはできず、また、その者の地位は維持されず、選考委員会は他の構成員でもってその運営を続けなければならない。

2 選考委員会は点呼による多数決で決定を下すものとし、可否同数の場合は、過半数を得るまで投票を繰り返し、3回目の投票でもなお可否同数の場合は、長官がその投票により決定する。

3 投票は、地位及び年功序列の逆の順序により行われる。

第52条（期限及び手続）

1～5 [略]

第53条（提案及び任命）

1 競争試験が終了した後、選考委員会は、欠員数を超えることができない合格者名簿を公表する。

2 選考委員会の提案は、欠員ごとに、その欠員について最高得票数を得た者を支持する形で行われる。

3 任命は、國務院長官により行われ、内閣総理大臣を通じて「官報」に掲載される。

第2款 事務総長及び事務局の法律顧問について

第54条（任命）

1 事務総長は、総会で承認された常設委員会の提案に基づいて、上級法律顧問の中から王令によって任命される。

2 事務総長は、国家予算法律に従って、その等級に見合った給与及びその他の手当を受ける。

第55条（就任）

事務総長の任命が國務院に通知された後、事務総長は、総会において、長官の前で、職務の遂行に当たって誠実にかつ忠実に職務を遂行する旨の宣誓又は誓約を行い、就任を宣誓する。その会合においては、最古参の上級法律顧問が事務総長代理を務める。

第56条（待遇）

事務総長の待遇は卓越したものである。

第57条（兼職禁止）

事務総長は、法律顧問の専門集団の他の構成員と同じ兼職禁止〔準則〕に付される。

第58条（職務）

① 事務総長は、長官の優越的権限並びに常設委員会、調査委員会及び部長たる評定官の諸権限を妨げることなく、総会、常設委員会及び調査委員会の事務総長、國務院の人事の指揮責任者並びに國務院の機関及び内部部局の内部体制の指揮責任者としての職務を担う。

② 事務総長は、同様に、國務院の適切な運営に必要な場合、長官が定める間隔で、長官と協議する。

第 59 条（諸会合における権限）

事務総長は、総会、常設委員会及び調査委員会の事務長として、以下の権限を有する。

- 一 国務院の諸会合の議題を準備及び作成し、承認を求めて長官に議題を提出すること
- 二 投票権を有しないが発言権をもって、総会、常設委員会及び調査委員会の各会合に出席すること
- 三 国務院が採択した意見及び国務院が意見に施した修正を承認すること
- 四 国務院が採択した調査、報告及び年次報告書並びに立法案又は憲法改正案に関する文書を承認すること
- 五 長官の承認を得て、調査、報告及び年次報告書並びに立法案又は憲法改正案に関する議事録、合意、意見及びその謄本の証明書を発行すること
- 六 法上評定官及び選出評定官に対する日当の支払いを認定するための出席証明書を発行すること
- 七 長官によって番号を付けられ、副署される常設委員会、調査委員会及び総会の議事録を登録すること
- 八 国務院に影響を与える立法規定及び国務院に諮問された案件に関する決定事項の登録簿を保管すること
- 九 本組織規則第 66 条に従って上級法律顧問によって提出された年次報告書に照らして作成された、本組織規則第 144 条で定める年次報告書草案を、毎年常設〔特別〕調査会⁽¹⁸⁾に提出すること

第 60 条（人事責任者としての権限）

法律顧問の専門集団及び国務院に帰属する他の職員の人事責任者として、事務総長は以下の権限を有する。

- 一 個人ファイルを保管し、管理すること
- 二 異なる内部部局及び機関間での人事の配置を提案すること
- 三 国務院職員の出勤状況及び業務遂行状況を監視すること
- 四 法律顧問の専門集団の職員名簿に関する提案を策定すること
- 五 職員の規律を確保し、上級法律顧問の懲戒手続を行うこと
- 六 特別調査会が報告者を務める評定官及び長官に関する事項を除き、人事に関する事項についての委員会又は総会において報告者として行動すること

第 61 条（内部体制に関する権限）

機関の内部体制に関する事務総長の権限は、以下の通りである。

- 一 送受信文書の登録及び部の間でそれらの送受信文書の配布を管理すること
- 二 部及び作業部会の業務を、常設委員会及び調査委員会並びに総会の業務と調整し、総会に引き継ぐべき事項を収集すること
- 三 長官の権限ではない場合、通信及び文書に署名すること

⁽¹⁸⁾ 後記の第 120 条において「常設の」特別調査会について言及されているが、第 59 条第 9 号の「Ponencia permanente」は、この「常設の」特別調査会を指すと思われる。したがって、本稿は、「Ponencia permanente」に「常設〔特別〕調査会」の訳を充てる

四 組織法律第 26 条及び第 27 条並びに本組織規則第 135 条及び第 136 条が長官及び常設委員会に付与する権限を妨げることなく、予算案を作成すること

五 法律学説の精緻化を図ること

六 国務院の本部がある建物並びにその動産及び備品を統制管理すること

七 公文書室及び図書室の役務を監督すること

八 本組織規則第 120 条〔第 121 条第 1 節〕第 1 号から第 4 号⁽¹⁹⁾に規定される特別調査会の一員となること

第 62 条（事務局の法律顧問）

長官及び事務総長の直属の下に、その職務を補佐するために特別に任務を付与された法律顧問を置く。

第 63 条（〔事務局の法律顧問の〕職務）

事務局の法律顧問は、事務総長が委託する業務、特に事務総長が報告者である事案における意見草案を事務総長の指示の下に起草する業務を遂行する。

第 3 款 上級法律顧問及び法律顧問について

第 64 条（職務）

国務院の法律顧問は、意見草案の調査、準備及び作成に責任を負い、調査委員会の報告書の起草に参加する。

第 65 条（職務離脱）

1 すべての上級法律顧問及び法律顧問は、国務院の 1 つ又は複数の部に所属する。すべての上級法律顧問及び法律顧問は、同様に、調査委員会及び設置される作業部会の 1 つ又は複数に補佐する。

2 職務離脱及び補佐は、事務総長の提案に基づき、常設委員会及び場合に依りて調査委員会の意見を聞いた後、長官により決定される。

第 66 条（上級法律顧問の職務）

1 各部に 1 名の上級法律顧問を置き、以下の職務を有する。

一 例外的な場合に、部長たる評定官が上級法律顧問にその処理を委任する権限を有することを妨げることなく、部の案件の配分を担当し、部の法律顧問の間で厳密な入院順序により案件を交替転換させること

二 部の会合の議事録を作成し、提出された意見において合意した結論を記録し、関連する議事録帳を保管すること

三 文書を担当する法律顧問の意見が却下された場合に意見草案を作成し、このために、上級法律顧問は評定官の指示に従う

四 常設委員会が、諮問の数量又はその他のやむを得ない事情により、1 つ又は複数の部について必要と認めた場合、付託すべき意見を調査し、準備すること

五 適切な書式を使用し、部により採用された意見に、評定官の決定を押印し、その頭文字を入れること

六 自身が適切と判断する部の会合及び常設委員会の会合において、当該部に関連する事項について発言すること

⁽¹⁹⁾ 国務院組織規則第 120 条には第 1 号から第 4 号は存在せず、第 121 条第 1 節の第 1 号から第 4 号を指すものと思われる。

七 国務院の総会、常設委員会又は長官から付与された特別任務を遂行すること

八 本組織規則第7条第6節に従い、諮問を行う機関により採択された決議と国務院により採択された意見の相違について、口頭及び書面により報告すること

九 法律学説が含まれているかどうか示すために、部から出された意見にスタンプを押すこと

一〇 毎年1月に事務総長に対し、部の活動、及び、提出された意見草案から生じうる所見及び提案を記載した、部の年次報告書を提出すること

2 上級法律顧問は、作業部会の一部を構成し、報告書の準備及び調整を目的として、部長が委託した職務を遂行することができる。

3 調査委員会を補佐する上級法律顧問は、毎年、その活動に関する記録、及び、実施された作業から生じた所見及び提案を、事務総長に提出する。

第67条（代理）

上級法律顧問の役職は、所属する部の最古参の法律顧問により代理される。

第68条（法律顧問の一般的職務）

法律顧問は、以下の職務を有する。

一 処理すべき案件を研究し、準備すること

二 その調査に付された案件について部で報告し、起草された報告書を読み上げ、及び、部長たる評定官の許可を得て、また、自身が適切と判断する場合又はそれを行うことが要請された場合に発言すること

三 常設委員会及び総会に出席し、長官の事前の承認を得て、あらゆる評定官の要請に基づいて、その会合で発言すること

四 作業部会に参加し、自身に付与された業務を行うこと

第69条（昇格）

上級法律顧問への昇格は、法律顧問の中から、法律顧問の専門集団における年功序列の厳密な順序により行われる。

第70条（法律顧問の委託）

1 国務院長官は、内閣の要請により、特別な任務を遂行し、及び、その問題が調査委員会の構成に適切である場合に限り、特別な関連性又は公益性のある問題に関する調査委員会に参加する国務院法律顧問を個別に任命することができる。

2 前節の場合において、対外的な職務のために、任命された者の国務院内での活動が縮小される場合、その任命は認証することができない。委託を受けた国務院法律顧問の数は、国務院の組織職員の数の10分の1を超えることはできない。

3 このような任務及び委託における遂行は、国務院の責任に帰属しない。

第71条（法制度）

国務院法律顧問の法制度は、組織法律及び本規則に定められた例外を除き、国家文民行政の公務員の一般的な法制度によるものとする。

第5節 国務院の他の職務及び役務について

第1款 行政職務及び附随職務について

第72条～第80条 [略]

第2款 公文書室及び図書室について

第81条～第86条 [略]

第3款 従属機能について

第87条～第90条 [略]

第6節 共通規定

第91条 (紋章)

国務院の紋章は、スペインの盾に加え、行政の「目」であり、標語「Praevidet Providet」及び王冠があしらわれる。

第92条 (ガウン)

長官、常任評定官、事務総長及び法律顧問は、会合において、及び、長官が決定した場合、伝統的なガウンを着用する

第93条 (記章)

1 国務院構成員の記章は、以下の通りとする。

一 長官については、金のメダル及び盾の付いたネックレス

二 常任評定官については、金のメダル及びバッジ

三 法上評定官及び選出評定官については、金のメダル

四 事務総長については、銀のメダル及びバッジ

五 上級法律顧問については、銀のバッジ

六 法律顧問については、銀メッキのボタン

2 メダル、バッジ及びボタンには、国務院の紋章を付けるものとする。

第94条 (身分証明書)

国務院のすべての構成員及び職員には、身分及び雇用を証明する身分証明書が支給される。

第2章 運営

第1節 総会について

第95条 (会合の招集)

1 総会の会合は、緊急の場合を除き、長官が必要と判断するとき、8日前までに長官により招集され、また、長官の名で事務総長により議題とともに招集される。

2 国務院長官は、同期間内に、招集を内閣総理大臣及びその他の内閣構成員に通知しなければならない。

第96条 (席次)

1 総会の会合における席次は以下の順序による。すなわち、議長席の長として、国務院長官議長又はその代理の者。議長の両脇に、部の順序により常任評定官。次に、右側に、組織法律に記載されている順序により、元内閣総理大臣を始めとする法上評定官、左側に、年功序列により、選出評定官。

2 在任中の大臣は、国務院総会の会合に出席する場合、それぞれの省の序列に従い、国務院長官長の右隣及び左隣に着席し、常任評定官はその〔大臣の〕隣に着席する。国王又は内閣総理大臣が出席する場合、国務院長官は議長を務める

者〔すなわち、国王又は内閣総理大臣〕の右隣に着席する。

3 側席には、法上評定官及び選出評定官の後方に、出席している上級法律顧問及び法律顧問を配置し、部屋の中央には、議長席に向かい、事務総長と、その右側に報告する部の上級法律顧問、その左側に報告者たる法律顧問を配置する。

第97条（公開の会合）

年次報告書が提出される会合、及び、内閣構成員の内閣総理大臣の就任の際又はある出来事を記念して内閣総理大臣がそのように宣言する会合は、前回の会合の議事録を読み上げた後、その会合が諮問に付された文書を審議しない限りにおいて、公開される。

第98条（定足数）

内閣総会及び常設委員会の審議決定並びに議決には、長官又は長官代理、構成員である評定官の少なくとも半数、及び事務総長又はその代理の出席が必要である。

第99条（表決数）

1 議決は、総会が単純多数決で採択する内閣により委託された立法案又は憲法改正案の場合を除いて、出席者の絶対多数決で採択される。可否同数の場合、議長の投票が優先される。

2 総会での投票は、常任評定官に関して左から右へ、席次の逆の順序により行うものとし、長官は最後に投票する。

第100条（準備）

1 常設委員会で承認されるべき事案の発送の準備は、〔その案件を所管する〕部により行われ、調査委員会で承認されるべき事案の発送の準備は、作業部会により行われる。

2 常設委員会又は調査委員会は、それぞれの権限に従い、内閣総会の審議が要請されるすべての事案において報告者を務める。

第101条（発送形式）

1 総会の会合を開場した後、前回の総会の会合の議事録が読み上げられ、承認又は訂正が求められ、また、評定官は、発言をし、この議事録に関する提案について投票を求めることができる。

2 事務総長は、その後、出席免除、総会に関連する立法規定及び総会に付託された事案に関する決定について説明する。

3

① その後、議題の項目が処理される。長官又は長官から委任を受けた評定官が、調査委員会により起草された草案を提示する。報告が常設委員会の責任である場合、報告は、所管の部の部長たる評定官又は場合によっては特別調査会を主宰した評定官によって行われる。当該評定官は、自身が適切と考える説明を付け加えることができる。

② 報告者たる上級法律顧問又は法律顧問は、自らのイニシアティブにより又は長官若しくはいずれかの評定官の要請により、諮問された事案について明確にし、又は、説明することができる。

4 意見草案は、少なくとも8日前に書面により回付されなければならない。一般規定草案の場合、諮問に付された規範的テキストの謄本を添付しなければならない。

5 調査委員会により作成された草案は、少なくとも20日前に文書により回付されなければならない。また、当該草案には、調査委員会が必要と判断する追加文書を添付しなければならない。

第102条（審議決定）

1 評定官が発言を要求した場合、意見の討議は発言を要求した順序により開始され、行われるものとする。

2 いかなる評定官も、長官から明示的に権限を与えられた場合を除き、1回を超えて賛成又は、反対の意見を述べることはできないが、ただし、報告者は、反対者に反論し、又は、申し立てられた事実を明確にするために自身が必要であると判断する限り、何度でも発言することができる。同様に、事務総長は、事実誤認を訂正し又は法的引用を提供するために、あるいは、関連する規則上の規律を想起するために、必要に応じて何度でも関与することが許され、他の評定官もまた、自分に誤って付与されてしまった概念又は事実を訂正することが許される。

第103条（修正）

1 意見草案の結論に影響を与える修正又は追加の文言は、問題となっている点に関する討議が終了する前に、明確に承認されなければならない。修正又は追加が背景又は理由に影響する場合、そのことは承知されたものとみなされ、意見を準備した部又は特別調査会が当該意見を修正する責任を負う。修正を提出した評定官は、その修正を弁明し、また、長官は、その修正が承認されるか否かについて討議を開始し、全会一致が得られない場合は、その修正は採決に付される。

2 研究の場合、所見及び提案を述べることができる。報告又は年次報告書の場合、さらに、その内容に修正を行うことができ、結論が含まれている場合には、対応する用語における前節の準則が適用される。

3 各立法案又は憲法改正案は、最初に一般討論を行い、その後、長官が期限を定め、その期限内に評定官が具体的な修正を書面により提出できる。調査委員会が修正を分析した後、調査委員会はその見解を書面により提示し、最終報告書が総会に提出され、その討議及び決定が行われる。

4 調査委員会は、自身が適切と判断する場合、2つ又は複数の選択肢を含む提案を総会に提出することができる。総会で承認されなかった選択肢は、本組織規則第107条に従って各評定官が個別投票を行う権利を妨げることなく、少なくとも7票を獲得した場合、多数提案に加えられる。

第104条（投票）

1 修正が存在する場合には修正に関する討議及び合意が行われた後、提出された草案は投票に付され、修正による変更が承認される。いかなる評定官も発言を求めなかった場合、そのまま直接、投票が行われる。

2 投票に際しての棄権は、法的に禁止されている場合を除き、認められない。

第105条（否決された草案）

1 総会で否決された意見案は、出席した構成員の半数以上が同意した場合、再検討のために常設委員会に差し戻される。出席した構成員の半数以上が同意しなかった場合、長官は、意見を作成し、総会の新たな会合にその意見を提出する特別調査会を任命する。

2 総会で否決された調査、報告又は年次報告書の草案は、再検討のために調査委員会に差し戻される。立法案又は憲法改正案については、本組織規則第 103 条の規定が適用される。

第 106 条（議題となる事案）

いかなる評定官も、意見が次回の会合まで議題となることを要請することができる。しかし、その案件が緊急のものである場合又は 2 回の会合にわたって議題となった場合、長官は、新たな要請を拒否し、その案件が討議され処理されることを命じることができる。

第 107 条（個別投票）

1 いかなる評定官も、多数の決定に対して個別投票を提出し、又は個別投票を公表することができるが、ただし、その会合が閉会される前であれば、10 日を超えない期間内に、書面により國務院長官に個別投票を提出する。反対票を投じた評定官は、会合終了前にその権利を留保している場合に限り、個別投票を支持し、又は、自らの票を起草することができる。

2 立法案又は憲法改正案の場合、個別投票の提出期限は 20 日とする。

3 例外的に、長官は、非常に長期に及ぶ事案については期間の延長を認め、また、緊急の事案についてはより短い期限を設定することができる。

第 108 条（決定の回付）

総会の決定は、長官及び事務総長が署名し、余白に出席した評定官の氏名を示し、全会一致により若しくは多数決により採択されたのか、又は、可否同数の場合に長官の投票により採択されたのかを記載し、1 つ又は複数の個別投票がある場合、必要に応じて、少なくとも 7 票を獲得した代替案を添えて、諮問を行う機関に回付される。

第 109 条（〔公文書としての〕保存）

様々な意見、調査、報告、年次報告書、立法案又は憲法改正案、修正、個別投票及び代替案の議事録、合意の通知、並びに、必要に応じて本組織規則第 7 条第 6 節に言及される上級法律顧問の報告は、最終文書の謄本とともに〔公文書として〕保存される。

第 110 条（議事録）

会合の議事録には、最終決定に先立つ審議決定が簡潔に記載される。

第 111 条（出席）

総会の会合には、すべての上級法律顧問及び法律顧問が出席しなければならない。

第 2 節 常設委員会及び調査委員会について

第 112 条（常設委員会について）

1 常設委員会は、定期的に、及び、長官の招集があればいつでも、その権限

内にある事項を処理するために、又は、総会の権限内にある事項の発送を準備するために、会合を開く。

2 本組織規則第 95 条及びそれ以下における総会に関する規定は、以下の例外を除き、常設委員会の会合に適用する。

一 部は、常設委員会が扱うべきすべての事項の報告者となる。

二 意見草案は、事案が緊急である場合又は長官が議題を考慮して常任評定官が意見草案を検討するのに十分な時間があると判断する場合を除き、少なくとも 72 時間前に回付される。

三 報告者たる部は、不採択となった意見について、新たに再作成するが、ただし、意見を作成すべき評定官がその任務を引き受けない場合は、その任務は、常設委員会の意見を聞いた後、長官により任命される特別調査会に引き継がれる。

第 113 条 (調査委員会について)

1 調査委員会は、長官の招集があればいつでも、その権限内にある事項を処理するために、又は、総会の権限内にある事項の発送を準備するために、会合を開く。

2 本組織規則第 95 条及びそれ以下における総会に関する規定は、以下の例外を除き、調査委員会の会合に適用する。

一 作業部会長は、調査委員会が扱うべきすべての事項の報告者となる。

二 調査、報告又は年次報告書及び立法案又は憲法改正案は、事案が緊急である場合又は長官がその内容を考慮してより短い期間で十分であると判断する場合を除き、少なくとも 20 日前に回付される。

三 作業部会は、自身が適切と判断する場合、複数の選択肢を含む提案を調査委員会に提出する。

第 3 節 部及び作業部会について

第 114 条 (会合)

国務院の部は、意見草案が常設委員会の会合の 72 時間前までに事務総長に提出できるように、必要な頻度によりかつ十分な時間により、会合を開く。

第 115 条 (案件の配分)

1 案件は、常設委員会の提案に基づいて、国務院長官の命令により決定される方式において、案件が生じた省庁を考慮して又はその案件の性質に応じて、各部に配分される。

2 一般規定草案が 2 つ又は複数の部の重要な権限に影響する場合、諮問が緊急のものでない限り、付託命令に従って所管する部により起草される意見を妨げることなく、常設委員会は、特別調査会を設置することに合意しない限り、他の部の法律顧問を意見の起草に参加させることができる。

第 116 条 (配分順序)

1 各部で受理された文書は、上級法律顧問によって、部の法律顧問の間で、当該法律顧問の年功序列の厳密な順序により、及び、部の登録簿の文書受理の厳密な順序により配分され、この登録簿は、国務院の一般登録簿に完全に対応する。

2 案件の性質上、独立した交替順序により行うことが適切である場合、部の

評定官は、上級法律顧問の提案に基づいて、そのように決定することができ、また、事務総局はこれを通知される。

3 案件を担当する法律顧問で、その職務との不適合性を判断する者は、部の評定官に相談しなければならない。部の評定官が主張された不適合性の理由を見いだせない場合、その法律顧問はその文書を処理しなければならない。不適合性を判断する場合、その文書は、直ちに後任の法律顧問から順番に送付され、一方、前任の法律顧問は、代理の法律顧問に引き継がれるはずだった文書を送付する。

4 部のすべての法律顧問が不適合である場合、案件は上級法律顧問により処理され、また、上級法律顧問も同様に不適合である場合、案件はその案件のために部に割り当てられた法律顧問により処理される。

第 117 条 (招集)

会合は、部長たる評定官により招集され、及び、部長たる評定官の名で、部の上級法律顧問により招集される。

第 118 条 ([案件の] 処理)

1 部の会合においては、前回の議事録の審査及び必要であれば承認により開始され、その後、上級法律顧問が、部に送付された若しくは部に影響を与えるあらゆる通知又は規定について、及び、懸案事項の状況について、説明を行う。その後、報告書発送のために準備された案件は、緊急の場合を除き、報告者の年功序列の順に考慮され、報告者が草案を読み上げる。その後、発送のために準備された案件は、緊急の場合を除き、報告者たる法律顧問の年功序列の順序により、報告者がその草案を読み上げる。

2 各出席者は、回数の制限なく、所見及び異議を述べ、又は、説明を求めることができ、報告者は、必要に応じて何度でも返答することができる。評定官は、議題となった文書をそのままにするか、その検討からその文書を撤回するか、修正の有無にかかわらずその意見を承認するか、又は、その意見を否決するかを決定し、この場合、本組織規則第 33 条第 2 節第 2 号及び第 66 条第 1 節第 3 号の規定に従って手続を進めるものとし、これらの状況及び会合出席者の氏名は、対応する議事録に記載される。

3 評定官は、同様に、國務院長官を通じて又は常設委員会に提案を付託することによって、より良い情報提供のために情報の送付又は文書の増加を要請することを決定することができ、また、この場合、報告者たる法律顧問は、問題の本質に立ち入ることなく、このような要請がなされた理由を説明することにとどめることができる。

4 評定官は、同様に、技術的能力者からの口頭又は書面による報告を求めるか否かについて提案し、及び、該当する場合には利害関係者の意見聴取を提案するか否かについて提案することができる。

第 119 条 (作業部会について)

1 調査委員会は、長官の提案に基づいて、以下の目的のために作業部会を設置することに同意する。

- 一 内閣が國務院に委託する立法案又は憲法改正案を起草すること

二 内閣が要請し又は国務院長官が調査委員会に委託する調査、報告又は年次報告書を実施すること

2 作業部会は、国務院長官により、又は、調査委員会の意見を聴いた後で長官により指名された調査委員会の構成員たる評定官により、指揮される。

3

① 作業部会の組織及び運営並びに構成員の参加は、国務院組織法律及び本組織規則の規定により規律される。

② 各作業部会を設置する合意においては、その目的及びその作業部に委託された任務の起草のために当初想定される期間が決定される。国務院長官は、自らのイニシアティブにより、又は、作業部会を主宰する評定官の提案に基づいて、人的及び物的資源の配分について合意する。

4 作業部会には、作業部に委託された任務を考慮して必要とみなされる国務院法律顧問が参加する。

5 業務の性質上要請される場合で、業務の質及び準備を理由として必要と判断されるときには、公行政の他の専門集団の公務員又は公行政の外部者による当該業務に限定した一時的参加を懇請することができる。この目的のため、公務員法及び契約法に規定された書式を、適切に、かつ、国務院長官の意見に基づいて、使用することができる。

6 作業部会の構成員は、本規則第 19 条第 15 号の規定に従って、国務院長官により定められる手当、賞与及び生産性賞与を受け取ることができる。

7 国務院長官は、調査委員会の同意を得て、政治・憲法研究センターに、内閣が国務院に委託する調査、報告又は年次報告書及び草案の作成を実施するための特定の任務の実行を、前記第 5 節に従って要請されることができる人物の参加を妨げることなく、委託することができる。

8 案件の性質上要請される場合、国務院長官は、調査委員会の意見を聴いた後、内閣により委託された調査、報告又は年次報告書の実施のために、要請された役務を生じさせた省庁の部局にその旨を通知して、他の自律的又は統一的機関及び行政機関の協力を直接懇請することができる。これらの省庁の部局は、要請が完了するよう必要な措置を講じる。

第 4 節 特別調査会について

第 120 条 (特別調査会)

1 国務院長官は、常設委員会の意見を聴いた後、常設の又は都度の特別調査会を設置することができる。いずれの場合においても、長官は、自身がその主宰を確保できない場合に特別調査会を主宰する評定官、並びに、特別調査会の一部を構成する評定官、上級法律顧問及び法律顧問を指名する。

2 少なくとも、常設の法律学説調査会、図書室調査会、年次報告書調査会並びに予算及び経済管理調査会を設置する。

第 121 条 (都度の特別調査会)

1 以下の事項については、特別調査会を設置することができる。

一 本組織規則第 49 条で言及される競争試験のプログラムの作成

二 評定官及び長官の個人的事項に関する諮問の審査

三 本組織規則第105条第1節、第112条第2節及び第118条に従い、部又は常設委員会の意見草案が否決された場合の検討事項の調査及び準備

四 付託命令に署名する諮問を行う機関がいかなるものであるかにかかわりなく、複数の省庁の部局が報告し、したがって2つ又は複数の部の権限内の一般規定草案

五 内閣若しくは自治州、総会又は常設委員会に付託することに合意した動議の調査及び準備

2 特別調査会を主宰する常任評定官は、特別調査会の提案を事務総局に提出する。

第122条（運営）

特別調査会は、各部について定められた準則に従い、及び、必要に応じて、国務院長官又は調査会の長がそれぞれの具体的なケースについて指定することができる条件及び期限の下で、運営される。

第5節 国務院への諮問について

第123条（諮問の付託）

1 国務院への諮問は、それぞれの諮問を行う機関により同意され、諮問を行う機関はまた、付託命令に署名する。

2 諮問には、登録簿抄本及び必要書類のほかに、番号の付された書類索引を添付しなければならない。

3 同様に、付託が総会又は常設委員会に行われるのかを明確に示さなければならないが、ただし、付託先が明確に示されていない場合に、国務院に権限を帰属させる法律が国務院総会に付託することを明示的に定めていないときは、付託が常設委員会に対するものと理解されることを妨げるものではない。

4 報告が立法案又は命令案に関するものである場合、諮問を行う機関は立法案又は命令案の公認謄本2部を添付し、そのうちの1部は国務院の公文書室で保存される。

5 調査、報告、年次報告書及び立法案又は憲法改正案に関する諮問は、閣議により承認される。国務院への合意の付託は、内閣総理大臣により署名される。この付託には、調査、報告及び年次報告書に関して、付託が総会又は常設委員会に行われるのかを示し、付託先が明示的に示されていない場合は、付託が常設委員会に対するものと理解されるものとする。立法案又は憲法改正案の起草を委任する命令は、常に総会に提出されるものとし、内閣により定められた目的、基準及び制限を含むものとする。

第124条（返付）

国務院は、前条に定める要件を満たさない諮問については、諮問を発議した機関に差し戻すものとする。

第125条（意見聴取）

1 諮問に付された事項の直接の利害関係者は、国務院で意見聴取を受けることができる。意見聴取は、利害関係者の要請により又は長官のイニシアティブに

より、長官によって合意される。意見聴取は、自治州が諮問に直接関心を持ち、その旨を表明したすべての場合に認められる。

2 長官は、意見聴取の期限を定め、意見聴取は、いかなる場合にも、行政手続法に従い、文書が国務院の席で閲覧された後に認められるが、ただし、諮問が緊急を要する場合、長官は、所管する部の意見を聴いた後、適切と判断する期限を定める。

第126条（報告）

諮問を行う機関を通じて又は直接に、諮問に付された事案に関連する問題において技術的能力を有すると認められる機関又は人物は、書面又は口頭により国務院に報告することが懇請されうる。

第127条（情報）

国務院は、いかなる場合においても、長官を通じて及び総会、常設委員会又は所管する各部の提案に基づいて、諮問を行う機関に対して、国務院の意見を求めるために付託された事案に関連する問題において能力を有すると認められる機関又は人物の意見を含めて必要とみなされる情報、報告及び証拠により文書を完成させることを要請することができる。

第6節 国務院の意見について

第128条（期限）

1 通常の諮問の場合、国務院が意見を述べなければならない期限は、意見聴取を定めている法的規定によって定められた期限とし、そのような法的規定がない場合には2か月とする。

2 意見の緊急性が付託命令に記載されている場合、内閣又は内閣総理大臣がこれより短い期間を定めない限り、意見の提出期限は15日以内とする。

3 設定された期限が10日未満の場合、総会の権限に属する諮問であっても、内閣が後日に総会の意見を求めることを妨げられることなく、その諮問は常設委員会により処理される。

4 前3節に定める期限は、完全な文書ファイルが国務院の登録簿に登録された翌日から起算する。

第129条（意見を付与するための期限の中断）

1 意見を付与する期間は、休日によって中断されない。

2 常設委員会は、国務院の職務の継続性及び職員の年次休暇の権利を調整するために、必要に応じて、通常の文書処理及び〔国務院の〕合議機関の会合の開催を保障する勤務予定表を設定する。

第130条（意見の形式）

1 意見の作成においては、事实的背景、法的考察及び結論又は諸結論が別々に記載されなければならないが、いずれについても、正当な場合には、二者択一又は条件付きの方式により作成することができる。

2 要請された諮問の目的が、国務院が行政措置の新たなありうる形式を提案すること又は一般規定草案につき事前措置なしに作成若しくは改革を行うことである場合、又は、ありうる代替案又は条件が複数ある場合、前節の意見の形式は

必要ないものとし、このような場合には、背景又は結論を示す必要がないものとする。

3 意見に異なる性質の所見及び提案が含まれている場合、意見は可能な限りそれらのうちどの所見及び提案が必要不可欠と見なされるかを定め、それらの所見及び提案が十分に考慮された場合、表明されるべき議決は国務院と合意してという表現を用いることができる。

4 国務院が職員に対する警告、懲戒処分の是正又は過失を理由とする責任手続の必要があると判断した場合、意見の本文とは別に、「同意した」と記録するものとし、これは公表されないものとし、議決は、国務院と合意して又は国務院の意見聴取を経て「及び合意して」行われるものとし、その後、対応する手続が行われるものとする。

5 管轄権に関する裁判的訴訟及び管轄権に関する問題の場合、意見は明示的に決定草案の形式をとり、主文及び判決理由が付される。

6 立法規定、編集又は改編及び規則のあらゆる草案についての報告において、国務院は、国務院の意見として採択されるべきテキストの全文を含む新たなテキストをその報告に添付することができる。

第131条（動議）

国務院がその権限を行使して内閣に対して提起する動議提案は、常設委員会又は総会の同意によって、その構成員の提案に基づいて開始することができ、その取扱いは、本組織規則第95条及びそれ以下に定める準則に従うものとする。

第132条（法律学説）

1 国務院は、諮問の出所及び性質について具体的な詳細を示すことなく、意見において記載された法律学説集を公表する。

2 国務院は、前節に定める要件に従い、その意見の公開データベースを構築する。長官は、事務総長の提案に基づいて、当該データベースに意見を含めるための基準を定める。

3 国務院は、その作成した研究、報告又は年次報告書を公表することができる。

第7節 調査、報告、年次報告書並びに立法案及び憲法改正案について

第133条（期限）

調査、報告及び年次報告書並びに立法案及び憲法改正案の作成期限は、諮問を行う機関又は国務院長官により定められる。そのような定めがない場合、期限は1年とする。これらの期限は、諮問の登録の翌日から起算する。例外的に、事案の複雑性のために、設定された期限では不十分である可能性が高い場合、長官は諮問を行う機関に対し、より長い期限を設定するよう要請する。

第134条（準備及び作成）

1 本第7節で言及されている作業の準備においては、特に、比較法の経験、事案に関する学説研究、立法の先例、判例法及び憲法学説を考慮に入れることができる。

2 立法案及び憲法改正案は、完全な規範的テキストとして作成されるものと

し、複数の選択肢を含む提案は調査委員会又は総会に付託することができる。国務院は、内閣によって決定された目的、基準及び制限に関する所見を提案に添付することができる。

第8節 国務院の予算について

第135条～第136条 [略]

第3編 権 限

第137条 (総会の権限)

国務院総会は、組織法律第21条及び第23条第2節に列挙された事項、並びに、常設委員会又は調査委員会の権限に属するもののうち、内閣総理大臣から要請された事項又は国務院長官が総会に提出することに同意した事項について、諮問されなければならない。

第138条 (常設委員会及び調査委員会の権限)

1 国務院の常設委員会は、組織法律第22条に列挙された事項、及び、組織法律第19条第2節の要件に従い、諮問のために定められた期間が10日未満である場合には第21条に列挙された事項について、諮問されなければならない。

2 調査委員会は、同委員会の意見を聴いた後、内閣から委託され又は国務院長官が同意した調査、報告又は年次報告書の実施を命じ、指示し及び監督し、また、内閣が国務院に委託する立法案又は憲法改正案を作成し、総会に提出する。

第139条 (各部の業務)

各部は、国務院の機関としての業務において、自身に付託された文書をその構成員間で配分する権限、国務院長官を通じて、自身が必要と判断すると思われる情報、報告及び証拠の補足を要請する権限、関係事項について技術的能力を有すると認められる機関若しくは人物を書面又は口頭により招請して報告させる権限、意見草案を討議し、承認する権限、国務院の動議を提案する権限、並びに、国務院長官、常設委員会又は総会から委託された年次活動報告書を起草し、調査を実施する権限を有する。

第140条 (国務院の意見聴取が規定されている案件のリスト)

国務院は、総会であれ常設委員会であれ、定期的に「官報」に国務院の意見聴取を規定する条項のリストを掲載する。

第141条 (任意的諮問)

国務院は、総会であれ常設委員会であれ、諮問が義務付けられていなくても、内閣総理大臣又は各大臣が適切と判断する事項については、諮問を受けることができる。

第142条 (自治州による諮問)

1 自治州は、その長を通じて、国務院の特別の権限又は経験を理由として自治州自身が適切と判断する事項について、総会又は常設委員会における国務院の意見を要請することができる。

2 独自の立法機関を有しない自治州について、国家について国務院に関する組織法律により定められる場合と同じ場合においては、自治州が〔立法機関の権

限と] 一致する権限を付与されたときは、国務院の意見は義務的である。

第 143 条 (動議)

1 国務院は、総会又は常設委員会において、その職務の実践及び経験から示唆されるいかなる問題についても、国務院が適切と判断する提案を内閣に提出することができる。

2 この目的のため、総会又は常設委員会が適切と判断する場合、長官は、総会又は常設委員会の承認に向けた対応案を検討し、準備する責任を負う特別調査会を設置する。

第 144 条 (年次報告書)

1 国務院総会は、毎年内閣に年次報告書を提出し、この報告書には、前期間における国務院の活動を説明する際に、諮問された事項から生じる公役務の機能に関する見解及び行政の最高の運営のために採用すべき一般規定及び措置に関する提案を含めるものとする。

2 この報告書は、毎年第 1 四半期に開催される公式会合の際に、総会の承認に付される。この目的のため、その準備のための特別調査会が設置されるものとし、この特別調査会には必ず、法律学説室、予算及び経済管理室、図書室の常任評定官並びに事務総長が含まれるものとする。

廃止規定

本組織規則の発効により、1945 年 4 月 13 日組織規則及びこれと矛盾するその他のすべての規定は廃止される。

経過規定

本組織規則第 84 条にいう法律が制定されるまでは、公文書室は国務院の職員のみが利用できる。例外的に、長官は、常設委員会の意見を聴いた後、科学的解決能力を有する国務院外の有資格者が公文書室で調査又は研究を行うことを許可することができる。

[付記]

* 本稿は、令和 3～5 年度科学研究費 (基盤研究 (C)) 「国内及び欧州の諸機関による国内法秩序形成に関する比較実証研究」の研究成果の一部である。